

竹原市予算特別委員会

平成29年3月14日開議

審査項目

1 全体審査

(平成29年3月14日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	欠 席
川 本 円	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
宮 原 忠 行	出 席
北 元 豊	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
教 育 長	竹 下 昌 憲
総 務 部 長	谷 岡 亨
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 部 長	有 本 圭 司
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨

午前9時55分 開議

副委員長（川本 円君） 皆様おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の予算特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き全体審査を行います。

宇野武則委員を指名いたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） それでは、通告しておりますとおり、まず1点目の49ページ、総務管理費、顧問弁護士料についてお伺いしておきます。

この予算は86万4,000円、先般の分科会でお聞きしますと月額7万2,000円で、相談件数による弁護士料の増減はないとの答弁でありました。年間相談件数はどのぐらい行っているのかお伺いします。

2番目でございますが、同じ55ページ、総務費、財産管理費、用地取得費2億1,663万円。この予算については非常に不透明な予算であり、私がかねてより、議会はもとよりでございますが、市民の方にもう少し丁寧に説明すべきではないかというふうな御意見を申し上げてきたところでございます。そういう点については、他市の取り組み方と比べて相当な欠落があるのではないかというふうに考えております。まだ、おそらく市民に対する説明は一度もないのだろうと。特にこの予算については、議会においては調査特別委員会も設置されておりますが、現在まで竹原市が独自で相手方と交渉しているという関係上、我々は事実関係を確認するすべがない、ただ報告を受けるのみのような現状であります。そういう関係の中で、市は確定しない不透明な先が見えないような状況の中で先々新聞報道等されると、我々は市民からどうなっているのですかという話をお聞きしますと、非常に答えるのが心苦しいというか、まだ何もわからないのですというような答えしかできないわけです。そういう点について、まず市長の御認識を伺いたいと思います。

それから、3点目ですが、125ページ、衛生費、火葬場管理委託料594万4,000円。私はこの問題についてはかねがね懸念しておりまして、平成26年12月の議会で火葬場委託問題の質問を行っております。委託業務契約書の中で、3条業務の方法として竹原市火葬場設置管理条例及び管理条例施行規則の規定、別紙仕様書により業務を誠実に履行することとある。委託料及び支払い方法、月額44万6,250円を乙に支払い、そして従業員2名以上の方にその中から正当な給料を支払わなくてはならないというふうに

理解しておりますが、現実には全くそうではない。昨日も私は本人、御夫妻のところに行ってまいりました。まだ続けてやっていただけますかというお話をしますと、もう年だからやめさせていただきたいということで、今去年の暮れからずっと主人1人が火葬場の業務を行っている。御承知のように、既に私は奥さんの方にもお伺いしております、奥さんはもうずっと休んでおられます。現実には1人であります。しかし、2名以上の給料を支払いなさいと、2名以上雇用しなさいという中の年額予算であります。1名支払って1名の金額はどこにいったのか、そういうところは把握しておられるのかどうか。

まず1回目として質問します。

副委員長（川本 円君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） それでは、まず1点目の顧問弁護士の委託料に関する御質問でございます。

予算としては、月額7万2,000円の1年分ということで86万4,000円を計上させていただいているものでございます。委員の方からもございましたように、これは定額でございますので、何回相談に行っても額は変わりませんということで、相談件数ですが、年間平均しますと大体50件から60件程度の相談を行っている状況でございます。

それから、2点目の財産管理費に関する庁舎の関係の御質問でございますが、これにつきましては、庁舎をはじめとした市役所周辺に集積している市民館、福祉会館などの公共施設、あるいはこういったものが相当経過をしているということで、まずは本庁舎の移転ということで今進めさせていただいているということで、予算を計上させていただいているものでございます。これにつきましては、委員からもございましたように、公共施設ゾーン調査特別委員会というのを議会の方にも設置をさせていただいております。そういった中で、機会あるごとにその中で御説明をさせていただいております。先般の調査特別委員会の方では、交渉の経過と合わせまして、会議所の方から方向性が示されております福祉会館の敷地への移転というような方向性が示されましたので、そういったことについては、こちらから敷地についての無償貸し付けを、議会の議決を得ればできますよというようなお話をさせていただいているというようなことの御報告をさせていただいたということでございますので、これにつきましては、状況の変化を捉えまして、機会あるごとに特別委員会にまた御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 火葬場業務におきましての御質問でございますが、火葬場の業務におきましては、受託者の方から毎月報告されます毎日の業務日誌等で、業務がどのように遂行されているか、また定期的に施設訪問も行いまして、施設職員との面談ということも常時やってきております。そうした中で、今議員御指摘の、雇用されている方の給料の支払い、こういったことも適正に行われていると伺っております。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 顧問弁護士の問題ですが、さきの議会でも申し上げたように私は先般裁判の記録を控えてきましたが、大体9件ぐらい市を相手に監査請求を含めて訴訟を行っております。主なものについては、公共下水道、平成5年に竹原市議会で8億5,000万円、公団との議決をいたしました。私はそれを不服として監査請求をし、却下されたので、本請求を裁判に提起いたしました。もう一点は、大きな問題として中四国フェリーの燃料の不当値上げでございました。3年、4年、5年、3カ年分を監査請求いたしました経験がございます。

この9件のうちで負けた裁判は一件もないわけですが、私はこの裁判でわかるように、一回も判決をもらっていないのです。当時はこの2つとも中尾市長でしたが、そういう面で私は職員の監査請求にしても裁判にしても、確定すると市長に迷惑がかかる、代がかかった市長に迷惑がかかるという思いが一番ありまして、裁判中にどちらかが敗訴が決まったらやはり和解案を提案して和解することが一番これからの行政運営にいいだろうという、だから私は不当なものについては毅然として闘ってきましたが、それについて処罰を求めるものではございません。

何を目的としたかという点、前例があつてはいけないということで、私はこの際でありますので、是非ともこういう弁護士さん、せつかく顧問弁護士として市がお雇いになっておられるので、もうちょっと肝心なところは相談するような形で、そしてその結果は議会に報告してもらおうと。身近な問題としてふれあい館とか、あるいは通信基盤整備とか、時間があつたら私は必ず白黒つけているところでございますが、監査のやり方もよく知っておりますので、かなわなかった分もありますが、もうちょっと最終的には法的決着はございませんので、お互いに法律の決着を見たらお互いに理解して、これから竹原市の行政運営に少しでも役立つような、お互いに理解し合えるような体制をつくっていくことが、せ

っかく弁護士さんを雇っておられるので、そのことが行政運営に円滑に行くのではないかと
いうふうに考えております。その点について、市長の御見解をお伺いします。

副委員長（川本 円君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今委員がおっしゃられましたように、相談する重要な案件につ
きましては、弁護士の方の見解を相談をさせていただきまして、実際に行政運営に活かし
ているということでございますので、今後もそのように努めてまいりたいというふうに思
います。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） そこで、庁舎の問題については、私は先般の一般質問の中で、広島
銀行の後の用地の問題について、鑑定人が鑑定したので調整はできませんという答弁をい
ただいております。私はその点について若干反論いたしまして、裁判所の判例は、土地鑑
定はあくまでも目安であるということでございます。さきの議会でもそのような質問をし
たと思いますが。

そこで、今回この庁舎と竹原市が想定している863万円と、この説明書にある商工会
議所の要求額、非常に大きいのだろうということでございます。本当にこれで妥協できる
から、市長が責任持って予算の提出をされたのか、あるいは次から次になって予算が出て
くると、これは私は訴訟になった場合に非常に不利益ではないのかというふうな思いもあ
ります。だから、実際は工程表を組むのが普通のこういう大きな仕事の原点だと思うので
すが、何年何月までに福社会館を解体して、それから商工会議所が何年何月に入って仮庁
舎をつくるという工程表をつくらないと、今工程は全くないでしょ、この資料の中にも。
これはずっと、これを見ても大体中の変更はないのです、余り。28年3月からずっとき
ているのだが、中身はないのです。先般のでも、矢印をしているから工程表かなと思っ
たら、工程表でもないような。これで2億1,630万円の大きな予算を組んで、いつどう
するのか。法務局はそうです、私は当初から法務局は前市長の時代にそういう想定だっ
たのだろうと思うのです。商工会議所の移転があそこに可能ではないのかというふうな、そ
うしないと他の自治体はどんどんどんどん公共用地を処分して身軽になってくるような時
代ですから、非常に懸念しとったのです。やっぱりそうだったのだろうというふうに、こ
の文章を読んでみますと感ずるのですが。既に4年になるのです。8,200万円も投資
して、それで昨年は5,000万円ですか、改修費かなんか。どこか移転させようと思っ

たら目的外使用というような話も聞きますが。

市長の方の、4年目を迎えて何かやらないといけないというような強い思いはわかります。ですが、事後期になるとやっぱりそうはいかないのです。実際はいろいろな判例等もありますが、これから市長がこの議場で863万円は動かさないのか、動かすのか。

それから、この議決をしたら工程表を速やかに出して移転をやるのだと。しかし私も、まあ待てよ、この建物も30年ですから、耐震補強の場合は16億円、新築は35億円から40億円、たけはら合同ビル改修は13億円から20億円。この30年という施設を考えますと、果たして。これで済めばいいです、商工会議所の2億円という大きな開きもありますから。私はいつか議会で言ったと思うのですが、3億円の要求があるのだというようなことをしょっぱな聞いたから、ある議員さんにも、そういう要求があったら必ず私は裁判をするという。それは庁舎を買う金より高いわけだから、そう黙って議員として引込んでおくほどやわではないんだ、私は。

こういう高額な予算を組んで、どこまで本当に商工会議所がこれでいいですよという回答をいただけるのかどうか、そこらが全くわからないのです。我々もせっかくですから調査特別委員会もありますし、その点については今後積極的に開催していただいて、広島県にも伺って、あるいは商工会議所の幹部の方にもおいでいただいて、本当に移転する気があるのかどうかというのを確認しないといけないと思うのです。そうしないと、やっぱり風聞するところによると、まだ何もないのですよと、建設費があるのかどうかわかりませんが、内部の締め何もないのです、ゼロですということです。ただ予算だけが、相手のけつをたたくという意味もあるのかどうかわかりませんが、そういう返事です。そういうものへ2億1,000万円、また3年、5年延びた場合に市民に迷惑かけるわけですから。その時には責任問題も出てきますよ。

これは下水の折の、市長、取り組み方です、参考として。私は平成6年に今言ったように、平成5年3月に議長らも賛成して、8億5,000万円公団と契約したのです。それで、どうにもならないというので委員長をやってくれということで平成6年12月に私はやりました。ずっと8月、7月になって次の年の7月、8月で14回、それから手続で7回、2カ月の間に手続したのです。だっだっだっだっ住民説明も市長、副市長、部長、3回行っております、地元。3回行って説得してやったのです。私は本当は市長、部長ぐらいを一人頭にしてこれだけの仕事だったら課長をつけて、そして技術者をつけて、課長も事務屋と技術屋をつけて、本格的にやって集中的にやらないとだめです。私は今じっく

り考えて、今駐車場の方へ6階建てぐらい建てる方が一番いいのではないかなというように思っています。その点について、3回目になるというから、しょうがないんだけど。

それから、火葬場です。火葬場については、あなたら私は何十回と行って、今も言ったように昨日の朝も田中さん夫婦とお話をして、これからどうですかという話をお伺いしてきたのです。もう奥さんは一切出ていない。だから、こういう答弁は交付金の再交付みたいになるから、もうちょっと正確にやってもらわないと。契約書へやったら、市長即決で解約できるのですよ、あなたの立場からしたら。この契約書はずっと1人だから。26年12月に私しょっぱな質問しているのです。そうすると1週間したら、ずっと奥さん来ていなかった。何で来ないのだと言ったら、お金をくれないのだという。それで私が質問したら、10日ほどして火葬場へ行った、私はまた。私は現場主義だから、絶対にやめないのよ。そしたら、宇野さん3万円くれた、3万円。今そういう答弁したら、領収書の提出を求めますよ。元請から従業員に出している、当然とっているのだから。出せますか。私はそこを言っている。

だから、今部長さんらは答弁を、私は責任をとれというのではない。先般の竹でもそうだし、低木だといって何で3本残すのか、孟宗を。ぐちゃぐちゃである、答弁が。低木だというのは、あの3本の孟宗竹も皆切ればいいのだが。そういう、現実に即したような答弁をしてもらわないと。

出せますか、領収書。先般の分科会では3人と言っていた。確かにどこの火葬場に行っても3人なのよ、従業員は。頭を1人が持って足を2人が持つのよ、重たい。そうしないと、あそこの下へは金があるのよ、こういうふうには、台の下に。手を詰めたら公務災害になるのよ。それは行政の失態なのよ。契約どおり従業員を雇わずに、契約金だけ猫ばばして払っていないのではないかと言われたら、あなたら口があかない。そういう答弁をするのなら、領収書を出してくださいよ、今度。情報公開で請求させますから、委託し出した当初からの領収書、決算書送っているでしょ。

ということで、私はこの2年で15や20回ぐらい山へ行っているが、個人的に話を聞きに行ったこともある。ここへ、あなたらこの火葬場の、これだけ黒いところは全部は業務をやりなさいということなのよ、窓を拭いたり庭を掃除したり、ずっとこうです。これは、全部手抜きなのよ。これは業者がやるのもあるし、窓拭きも自分らがやっている。

とにかく、昨日の答弁を聞いていたら、子育て支援でも市長だけ市民に負担をかける、迷惑をかけるという。そこらの後ろへ座っているのは一回も言ったことがない、誰の金だ

と思っている。もうちょっと、だから私はあえて、基本中の基本だが、この一般質問で地方公務員法を市長にあえて説明してもらったのよ。私は冒頭は思ったよりいかなかった、1,000万円でも1,500万円でも市民の税金を使うことになる、それも長期にわたって。そのことについてはやっぱり反省しながら、そりゃ物事だから思うとおりにいかない場合もたくさんあるのです。あっても一歩下がって考える努力をしないと、特に行政マンは市民が汗水垂らして払う公金を利用するのですから。税金というものは、払わなかったら強制執行があるのです、法律に基づいて徴収されるのです。そういう金だから、公金ということで重みが出てくるのです。国家の運営は皆そうなのです。その点について、最後に副市長の御見解をお伺いしておきます。

副委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、1点目の庁舎の問題につきましては、スケジュール等につきましては、特別委員会の方で一定の方向性ということで示させていただいておりますが、今は所有者、所有権を持たれている方と交渉しているという状況で、具体的な日時まで入れたものを御提示できないという状況ではございます。今鑑定評価をもとに提示させていただいているものにつきましては、それをベースに協議をさせていただいているということでございますので、現段階でそのベースに交渉を続けていきたいというふうに考えております。

それから、火葬場を含めて公金の支出の考え方という部分でございますが、基本的に我々も法律と予算に基づいて執行すべきだというふうに考えておりますので、その部分については適正な執行になるように努めていきたいというふうに考えておりますし、委託業者に対して業務の履行がなされていないというような事実がありましたら、そこにつきまして適正に指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（川本 円君） 以上をもって宇野委員の質疑を終結いたします。

続いて、松本進委員を指名いたします。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、予算の全体質疑に入りたいと思います。

まず1点目は、新年度予算案の一般会計と企業会計の消費税8%の税額、あるいは地方消費税交付金、これが幾らなのかと。それと、その収支と竹原市財政、これは市民目線で見てこの収支の伴う竹原市の財政について市長の認識をお尋ねしておきたい。

2点目は、市庁舎移転事業に伴う内容ですが、これまでもる質疑が展開されました。今交渉中だということも御答弁ありましたが、率直に言って、いつ合意ができる見通しなのかということ相手が、交渉あることですからその合意の見通しを含めて、いつ合意できますかということをお尋ねしておきたい。

3点目は、コンパクトなまちづくりの施策についてです。

集約都市形成支援事業が予算措置されて、この事業というのは竹原市の人口減少対策に伴って現存公共施設の効率化、集約化、これを行うための事業だという説明がありました。確かに人口減少、これを先取りする施策で、人口減少に比して公共施設の縮減を行うことは、市の人口減少や経済の衰退、これを加速させるだけではないかと私は考えます。ですから、改めて市長の認識をお尋ねしておきたいと。

それから、市長は当初予算の概要説明の中で、人口減少問題については竹原市総合計画で人口減少対策をいち早く取り組んできたこと、その効果を短期間で発現させるのは難しいと述べています。市長は、今の施策の発現効果にはあと何年くらいかかるのか、何年ぐらい見る必要があるのかというお考えなのかを率直にお尋ねしたいと。それと、総合計画に基づく経過と申しますか、現在の人口減少対策の効果と申しますか、それと到達状況、この認識について市長にお尋ねしておきたいと。

4点目は、各種の公共事業、施策に伴う経済波及効果という言い方しておりますが、事業目的はそれぞれあるわけですから経済波及効果、とりわけ雇用の問題、人口定住対策、これに関連してお尋ねしておきたい。新開区画整理事業、これは全体事業費で約48億円余りの説明です。新年度、2017年度事業費が2億数千万円ということです。事業区域内だけでなく、竹原市全体の定住人口、あるいは小売業等の創出、こういった事業効果から見て極めてこの事業効果が少ないのではないかと。経済、雇用、こういった効果が少ないのではないかと。

また、圃場整備事業について、あるいは県営道路忠海中央線等々、こういった主な事業に対する明確な事業効果、これの説明が極めて私は不十分だと。このまま事業を継続することは、最小限の経費で最大の事業効果、これは市の基本的な姿勢ですから、これと大きく私は乖離しているのではないかと、率直に指摘したいのです。これらの主な事業に対する市長の認識、今後の対策についてお尋ねしておきたいと。

それから次は、市道赤坂中仁賀線事業、市民の覚書が実行されないままに工事が施工されている、市長の率直な認識をお尋ねしておきたい。

次は、民間住宅借り上げの子育て施策です。これも、いろいろ議員から質問が展開されました。私はここで改めて聞きたいのは、全戸借り上げを抜本的に見直すことを提案したい。いろいろ契約上のことですから制約はあると思いますけれども、これを率直に提案したい。市民の貴重な税金の使い方、市長がどう認識されているのかということに合わせてお尋ねしたい。

次は、住宅リフォーム予算、新年度で大幅に減額されている。300万円から140万円、大幅な減額です。この事業目的に対する経済波及効果、この認識について資料はあるわけですから、この認識についてまずお聞きしたいということと、なぜ大幅に減額する必要があるのか。地元の雇用、地域経済の振興、私は重要だと考えるのですけれども、この今やっている市の施策を超える有効な施策、特に経済効果の認識を問うわけですから、この効果を超えるような他の施策があるのですか、率直にお答えいただきたい。

次は、竹原市内の急傾斜地崩壊対策、こういった事業と市民の命、安全を守ることにしてお尋ねします。

人家が1戸から4戸、あるいは5人以上の危険地帯の解決、今の予算措置であと何年かかるのですか。幾ら聞いても明確な答弁がない、だからあえて聞いているのです。それと、財源問題を見ても、県の財源確保と市独自の小規模、危険防止、こういった施策支援事業、これどうしても必要だと思いますので、県に対する強力な働きかけについてもお尋ねしておきたい。

次は、教育費についてお尋ねしたいのは、小中一貫教育に関わってであります。新年度では、吉名地区の小中一貫教育の施設整備や小中一貫教育の内容そのものの事業費が含まれておりますけれども、一つは、こういった小中一貫教育の内容や施設整備、これは特に児童生徒の安全、あるいは学習に支障がないかというこういう基準がありますけれども、全ての保護者に、あるいは教育関係者に対して合意形成がどのように図られてきたのか、再度質問しておきたい。

それから次は、文科省が今年4月に施行する部活の指導員配置、これについても個別質問では検討中だというようなニュアンスの御答弁ではなかったかと。しかし、私は一つの施策でも、こういったせつかく文科省がこういう人員配置、教職員の長時間労働の解消の具体的な一つを提起している、私は即刻この具体化が必要ではないか、一つでもいいから、一つでもいいから前進すべきだと、取り組むべきだと思いますけれども、教育長がこの事業についてどのように認識され具体化されようとしているのかということについてお

尋ねておきたい。

最後は、後期高齢者医療保険会計について1点だけお尋ねしておきたい。

その内容は、後期保険料の特例軽減が段階的に廃止されます。この具体的な影響額についてお尋ねしたいし、それについての高齢者の負担が強られるわけですから、市長の認識をお尋ねしておきたい。そして、私はこの負担を軽減するための市独自の施策が必要ではないかという予算のたびに提言しております。このことについても、お考えを聞いておきたいというふうに思います。

副委員長（川本 円君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） それでは、私の方から1点目と2点目の御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、平成29年度予算案の歳出における消費税相当額につきましては、性質別経費ごとの合計額で、課税対象とそれ以外のものに振り分け、一定の条件のもとで算出した場合、一般会計で約5億8,200万円、7つの特別会計で約6億500万円、水道事業会計で約3,100万円、合計で約12億1,800万円と試算をいたしております。全体の消費税率8%のうち、地方消費税の占める率が1.7%であることを踏まえますと、この約12億1,800万円における地方消費税相当額を案分により算出した場合は、約2億5,900万円というふうに試算ができます。新年度予算案における地方消費税交付金につきましては、その地方消費税相当額より約2億400万円多い、4億6,300万円を地方消費税交付金として予算に計上させていただいております。

この消費税につきましては、国及び地方の施策を推進するための貴重な財源となるものでございます。とりわけ、消費税率の引き上げに伴う増収分については、地方税法第72条の116第2項の規定によりまして、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。これらの制度運用を通じまして、竹原市民を含め国民の福祉の向上につながるものであるというふうに認識をいたしているところでございます。

それから、2点目の御質問でございます商工会議所との合意についてということですが、現在たけはら合同ビルの区分所有者であります広島県及び竹原商工会議所とは、財産の譲渡について交渉を進めているところでございます。本庁舎をはじめとした市役所周辺に集積しております市民館や福社会館などの公共施設は、老朽化の進行に加え、

耐震性能の不足やユニバーサルデザインの未対応など多くの課題を抱えていることがございます。それから、昨年度発生しました熊本地震ということで、熊本におきましては防災拠点としての機能を失った施設の姿を見ますと、この庁舎の移転につきましては最優先で課題解決を図る必要がある問題というふうに認識をしているところでございます。したがって、早期の合意形成に向けて引き続き交渉を進めているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副委員長（川本 円君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から建設部に関する御質問が8点ございましたので、1点ずつ答えさせていただきます。

まず、1点目のコンパクトなまちづくりの施策について、集約都市形成支援事業に関する御質問についてでございますが、本事業につきましては、都市機能のある程度集約し、将来のまちづくりを見据え人口減少に対応した活力ある町をつくる観点から、公共施設ゾーンの再編整備については、民間連携プロジェクトなど様々な事業手法と民間活力の活用を検討する必要があります。そのため、民間活力活用の前提となる本市における市場規模、土地活用の動向など基礎調査を進めるとともに、PFIや指定管理などその後の管理運営まで含めた整備について、最適な手法の検討を行うものでございます。平成29年度につきましては、市場調査や事業スキルの検討を行い、本市の規模に合った整備、管理、スキルの検討を行う予定といたしております。

次に、2点目の各公共事業の経済波及効果という御質問でございますが、その中の区画整理事業についてでございますが、本市の中心市街地の北西に隣接する新開地区は、都市基盤整備が進めば発展が期待されることから、道路、水路、公園等の公共施設と、宅地を一体的かつ総合的に整備する土地区画整理事業を推進し、良好な市街地環境の整備改善と土地利用の増進を図っているところでございます。本事業の進捗率は、今年度末で約81%、来年度末には約83%を見込んでおります。

経済波及効果につきましては、新たな企業の進出や住宅の建設など、転入住民が増えることにより消費や経済活動の活発化が図られており、新開地区内での建築状況を見ますと、平成8年以降に戸建てやアパート等の新築の累計件数は121件、新築され推定増加人口は545人で、施工前の地区内の人口480人と合わせまして事業区域内人口は1,025人と倍増しております。居住施設以外にも、商業施設、福祉施設、あるいは医療施設等が54件新築されておきまして、これらの企業の進出は雇用の場の確保にもつながっ

ております。

このように、人口減少問題を抱える本市にあって、転出人口を抑制し、定住人口の拡大を図る上で本事業は効果的であると考えております。このことから、引き続き本市のまちづくりにおける重要施策として位置づけ、早期完成に向け事業の進捗を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の圃場整備事業についてでございますが、本事業につきましては、中田万里の圃場整備事業は地権者37名で、全体の面積が13.6ヘクタールで、平成25年度に事業着手し、平成29年度の完成を目指して、5年間の計画で現在事業を実施しているところでございます。総事業費につきましては、5年間で約3億円となっております、その財源につきましては国からの補助金が55%、県からの補助金が15%、市からの負担が10%で、関係する地権者の方からは20%の負担をさせていただいて事業を実施しているところでございます。

圃場整備の事業は、集積した農地の区画を整形することによりまして、効率的で生産性の高い農業を整備することによりまして、生産性の向上、地域農業の活性化と経営力の高い法人育成による地域の活性化などを目的としております。圃場整備の事業効果につきましては、事業期間の5年間と事業実施後の40年間という長いスパンで一定に事業効果を検証することとなっております。農地を整備することによりまして、大型機械の導入による生産性の向上や、あるいは作業時間の短縮による経費の削減など、投資額3億円に対して事業効果については事業期間を含めた45年間で4億4,000万円の総便益性の効果が発生するものと考えております。

次に、4点目の忠海中央線でございますが、本道路につきましては、本市の東部地域の骨格を形成する幹線道路でありまして、地域の活性化、利便性の向上や交通安全性の確保、災害時の緊急輸送、消防活動の円滑化など、本市のまちづくりを進める上で必要不可欠な道路でございます。また、広島空港臨港都市圏の幹線道路として本市と圏域の都市間の効率的な連携、連絡、交流に寄与するとともに、広島空港や山陽自動車道等へのアクセス道路として、本市のさらなる発展を図る上にも非常に重要な路線でございます。現在も狭隘な道路を利用する車両が増加しておりまして、歩行者の安全な通行の観点から、本路線の一刻も早い整備が必要となっております。

現在、計画延長約720メートルのうち、第1期事業として現県道交差点付近から黒滝ホーム手前までの間約540メートルについて、平成21年から29年度まで9年間で事

業認可で整備を進めており、平成28年度までで進捗率は約90%になっております。平成29年度には事業認可の最終年度であることから、年度内の完成を目指し、事業費2億2,000万円、負担金として予算額は1,533万4,000円を見込んでおります。

次に、5点目の市道赤坂中仁賀線事業についての御質問でございますが、本事業につきましては、仁賀ダム上流に整備された生活再建地から西野町赤坂地区を經由して国道2号までを結ぶ路線であります。現道は幅が狭く車両の通行が困難であることから、仁賀ダム関連事業に伴い、地元から道路整備の要望があり、地域振興策として平成7年度から事業に着手し、平成16年度には約660メートルの道路整備が完成しております。残りの区間については、平成20年度から県道上三永竹原線の道路改良工事で発生する公共残土を受け入れ、盛り土工事を実施しており、全体盛り土数量約5万立方メートルのうち、現在4万6,000立方メートルの盛り土工事が完了いたしております。

(委員松本 進君「委員長、簡潔に答弁させてください。

質問したことだけ話してよ」と呼ぶ)

平成27年度の工事は、盛り土工事が完了した部分の整地と水路整備など、防災対策工事を実施することとしております。

副委員長(川本 円君) 建設部長に申し上げます。

簡潔にお願いいたします。

建設部長(有本圭司君) 完成年度は平成29年度と予定しております。

この事業の具体的な経済効果といたしましては、上仁賀線から赤仁賀線への移動時間の短縮、国道、県道の主要な幹線道路への円滑なアクセスや地域間の交流、沿線地域の土地利用や生活の利便性の向上などが挙げられております。

次に、6点目の御質問でございます。

子育て住宅につきましては、子育て住宅の地域優良賃貸住宅は、コンパクトな住みよいまちづくりの実現と中心市街地への定住を促進するため、民間事業者が建設した27戸の住宅を市が20年間借り上げ、子育て世帯に供給、提供するものでございます。少子高齢化が進展し人口が減少する中で、次世代を担う子育て世帯を支援することは持続可能なまちづくりを行う上で重要な施策の一つと考えております。現在の入居戸数は13戸で、早期に入居者を確保することが喫緊の課題となっております。今後も様々な手法により、早期に満室になるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7点目の御質問でございますが、7点目の住宅リフォーム予算に関して、住宅改

修助成事業については、これまで子育て、高齢者、障害者世帯を対象にバリアフリー化などを中心とした安心で安全な居住環境を確保し、もって経済の活性化を図ることを主な目的としてきましたが、今後は対象者を非課税世帯とし、助成額や率を上げることで低所得者層への住環境の改善を図ることとしたものでございます。非課税世帯が市内業者より住宅改修を行った場合、工事費の50%を助成し、助成額の上限を20万円とし、また対象工事費は10万円から少額の利用にも助成が使えるように配慮しております。対象世帯につきましては、これまでは子育て、高齢者、障害者世帯に限定して事業を実施してまいりましたが、今回これを撤廃して全世帯に対象といたしております。

これまで改修してきた経済的な理由で消極的であった非課税世帯に、この助成金を活用して積極的に住環境等の改修を行ってもらうことによりまして、自宅での安心・安全な生活や、けが等を予防して健康維持を図るとともに、継続して在宅生活が送れることで空き家化を遅らせ住宅ストックにも資するものと考えております。

また、事業の目的として、中小企業者への仕事確保と地域経済の循環にも考えており、このため工事の施工についてもこれまでどおり市内に事業所がある個人事業者、法人等を考えております。また、空き家対策等を踏まえた内容での支援策を今後調査研究してまいりたいと考えております。

最後に、8点目の急傾斜地崩壊対策事業についての御質問でございますが、急傾斜地対策事業を行うためには区域を指定する必要がありまして、急傾斜地崩壊区域の指定は、急傾斜地の高さが5メートル以上、人家が5戸以上あることが基準となっております。国の補助事業の実施に当たっては、急傾斜地の高さが10メートル以上、人家が10戸以上など一定の補助採択基準を満たしていることが条件となっております。急傾斜地対策事業の採択基準に満たない、人家が5戸未満の危険箇所については、現在のハード対策としては国土交通省による砂防事業や、農林水産省においては治山ダム、あるいは山腹のり面崩壊対策事業や小規模崩壊対策事業など、様々なハード事業のメニューがございます。引き続き、市民の安全・安心の確保に向け、防災対策事業に必要な予算の確保を国や県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） ここで、理事者の方をお願いします。

事業内容についての説明を求めている場合はそこを省いていただいて、核心の方に触れていただけるよう答弁の方をお願いいたします。

教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君）　続きまして、小中一貫教育の合意形成ということでお答えします。

吉名小中一貫校の合意形成につきましては、5年前から保護者、地域の方、教育関係者等への説明、協議を行ってまいりました。この間、保護者説明会、地域説明会、PTA協議、自治会協議、設立検討委員会、設立準備委員会など、これまで30回を超える協議を持たせていただき、説明、協議を重ねてまいりました。そのほか、小中一貫教育に関する講演会等も開催をしております。その中で、小中一貫校の学校生活のことですとか教育内容、また施設整備の内容等を詳細に説明し、議論を行い、一つ一つ了承を得ながら進めてきておりますので、合意は得られているというふうに思っております。

続きまして、部活動の指導員の件でございます。

部活動の指導員につきましては、現時点で国からの予算措置、または指導員の配置というのはまだ措置をされておられません。措置はされておられませんけども、本市では以前から単市での予算措置を行い、部活動支援員を配置をしております。来年度も引き続き、部活動支援に係る予算措置をしているところであります。内容につきましては、市内中学校の部活動での専門的な指導をお願いしております。その支援員を、延べ回数で申しますと277回措置できるようにしております。また、額で言いますと103万6,000円の講師報償費を予算計上しております。これにより、教員の負担軽減を図っているところでございます。今後におきましても、国が方向性を示しているということもございまして、県と連携を図りながら、また指導員配置の要望も行いながら対策を講じていきたいというふうに考えております。

副委員長（川本 円君）　市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君）　私からは、6番目の後期高齢者医療保険特別会計についての御質問ということで御答弁させていただきます。

このたびの後期高齢者医療保険料の軽減措置の見直しにつきましては、制度発足時における激変緩和策として国の予算措置によりまして実施されてきておりました保険料軽減措置、これについて制度の持続性を高めるため、世代間また世代内の公平を図り、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得割と均等割におきましてそれぞれ軽減措置が順次廃止されるというものでございます。

それで、この制度改正によります影響をということでございますが、今回の見直しによ

ります影響につきましては、所得割の5割軽減の見直しというものが一つございます。これにつきましては、広島県の被保険者全体の11.5%に当たる4万5,887人がこの軽減の適用を受けておりました、平成29年度では適用者1人当たり平均で年額7,778円の負担増、平成30年度からはさらにその上に5,185円の負担増ということになります。なお、今の所得割が賦課されますのは、例えば年金収入のみの場合で年額153万円を超える場合に所得割がかかりますので、それ以下の収入の方につきましては所得割が賦課されておりません。したがって、軽減の見直しによる保険料の負担への影響はございません。

また、元被扶養者というのは、この後期高齢の制度に加入される前の時点で他の御家族の保険ですとか、そういった中で扶養者であった方、こういった方に対しては一律所得割ゼロ、均等割も9割軽減、こういうことをしておりましたが、この制度が廃止されます。平成28年10月末現在で申しますと、被保険者全体の7.9%に当たる3万1,255人がこの軽減の適用を受けておられました。均等割額の軽減措置につきましては、先ほど申し上げましたとお見直し後においても、いわゆる先ほどの元扶養者にかかっておりました軽減が廃止された後におきましても、世帯収入の状況によりましては、引き続きもともとございます9割軽減とか8.5割軽減、こういった軽減を所得の状況によりまして受けることとなりますので、実際に均等割が負担増になるという方は半数以下が対象となります。

それで、広島県広域連合にお聞きしますと、平成29年度におきましては、引き続き同じように9割軽減を受ける方は、昨年10月現在でいいますと8,881人ですから、この方は保険料の負担増はございません。また、引き続き8.5割軽減を受ける方、これが7,555人で、その場合は保険料は年間2,240円、1カ月当たり187円の増となります。また、7割軽減を受ける方は、残り1万4,819人となりまして、保険料は年間8,959円、1カ月当たり747円の負担増ということになります。

それと、本市独自の政策という御提言でございますが、本市独自の負担軽減策等につきましては、保険料は後期高齢者医療制度の基本を支えるものでありまして、全ての被保険者が保険料を負担をする受益者負担の原則がありまして、収入のない方からも原則的には保険料を負担していただくこととなっております。そうしたことと同時に、一定にはこの軽減制度というものは、今回のこの保険制度の中で低所得者の方々へ一定には負担軽減の措置が現在のところなされている、このように考えております。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 再質問でありますから、先ほどの答弁は、率直に言って私は簡潔に質問しているつもりなのだけども、聞かなくてもいいことばかりだらだらだら言ってから、そんな答弁の仕方がありますか。

まず、再質問ですから、庁舎移転に関わっては私は簡潔に聞いたのです。一定の交渉事ですから、一定の見通しを持って、例えば新年度から年度末いっぱいまでやるのか、交渉の経過を。それは6月、7月で一定の目途まで詰めてなっているのか、それが合意可能性があるのかどうかを聞いているわけです。ですから、その見通しを含めていつごろかと、そこを端的に教えていただきたい。

私はなぜあえてそんなことを聞くかと言うと、先ほど同僚の質問があったように、旧法務局の跡地はもう予算執行しているのです。この時私も質問しました。その時に合意形成のことははっきり言わなかった、あなた方は。今度のリニューアルのことについても、一緒のことではない。議決をしておいて頼みますよと言って、そこで質問しなかったのなら別なのよ。合意形成の見通しはあるのかどうか、はっきり聞いているわけではないですか。そのことを聞かないままに先々先々やって、誰でも心配しますよね、それは。実際無駄遣いになるようなことをやっているわけだから。土地取得で何千万円使っているのか、ここで。そんなことは二度と繰り返してはいけない。少なくとも合意の見通しと、見通しが全然無理ならやむを得ないですが、別のことを考えなくては。今のこの新聞記事、議会報告もない、新聞記事だけやっているという意見もありましたけれども、以前竹原市の分は2段階で移転していただく、商工会議所との話し合いを進めてきた、それも今度は1段階でやりますよということです。だから、法務局のところは無駄になっているではないかと言っている。

そして、今度は更地にしてやるのですか、その見通しを全体でやっぱり議会にちゃんと報告して、大枠でそれはいきそうだと、その見通しがある程度要るでしょう。それがなくて白紙で今から準備だけしておくのですよと、福祉会館、あそこを更地に話だけ持っていくのですよと、我々はあと図書館どうするのか、児童館どうするのか、福祉会館はどうするのかと、もしそうやった場合ですよ。そののそういった一定の大枠が要るではないですか。

ですから、あえていつごろ見通しになるのか、その合意形成が本当に図れる、もう十中

八九いっている、あともうちょっとでいくから待ってくれと、そこまで言うのならいいのです。それは、ちょっとやっぱり市長の責任で、あなたがちゃんと主導して答えてくれないといけない。一定の見通しがあつてまた8割、9割詰まっている、あともうちょっと待ってくれと、それは何月ぐらいまで何とかかなりそうなどという大枠だけでもいいから、この件は市長が責任持って答えてください。

それから、コンパクトなまちづくりということで私が聞いたのは、集約都市支援事業のことを説明してくれと言っているのではない、そのことはもう聞いているのだから。私がここで言いたいのは、集約都市形成の事業の問題は、去年は立地適正化計画をやってる、それと今回のコンパクトなまちづくりの一環として集約都市形成支援事業を今回やるわけですから。立地適正化集約都市形成事業、これを全体的にやっているわけだから。そういった中でのコンパクトなまちづくり、これは人口が減少している、そこに対応してやろうというのが方針ではないですか。しかし、私は、確かに効率化とかということを考えたら人が3割、4割減っているのに施設が無駄になるのではないかという考え方もあるでしょう。ですから、集約化するのだ、統廃合するのだということで、確かに公民館の例も言いました、いろいろ。13館あるのを、わかりやすくと言うのだから具体的数値は言えないのかもわからないけども、13館あるのを5ブロックに集約するのか、何ブロックに集約するのか、そういうことがわかるような説明をすべきだし、それが今数値上がはつきりしないのなら、人口減少に見合った施設の集約、これをやるのは間違いないわけでしょう。私がやってる意見が違うというならそこはきちっと説明しないとけない。あなたは、松本が言っている理解の方が違いますよと。集約化、人口減少、先取りしてやる、そこは私は逆に加速するのではないか、そこを心配しているわけですから。それは先取りしてやっているわけではないですよというのをきちっと答弁しなくてはいけないのです。そこを聞いている、中心ですから。事業の説明なんか繰り返ししないでもいい。

それとあと、市長に概要で言われているのは、今竹原市が総合計画でやってきて、この人口減少の歯どめを先取りしてやってきた。しかしこの発現には、効果の見きわめにはもうちょっと時間が欲しいということはこの概要で言われているわけですから、今年度予算で言われているわけですから。率直に言えば、私は今やってきた分がおかしいのではないかと思いますけれども、市長は、少なくともこの人口減少対策を総合計画の中で先取りしてやってきた、今何年やってきて、今ここまで成果なりになっている。その現状をどうなのかという認識は要るし、これを継続するのであればあと何年か見きわめないといけないと

いうことを聞いているわけですから、そこはきちんと言ってくれないと私はいけないのではないかということです。

それから、赤坂中仁賀線のことは事業の説明のことを聞いているのではない。私は端的に説明している。吉田市長がこの覚書を結んでいるわけではないけども、前市長なりが約束されて吉田市長が継続されている、いろいろ御苦勞はあるのでしょうけれども、しかし市長としてこういう市民との約束を守らないで事業化しているのではないかという、危惧して言っている。だからそこはきちっと、例えば約束事が10個あったら、今は2つ、3つは守ってやっています、そんなことをちょっと説明してくれないといかないではないか。私は覚書のことは約束を守らないでやっているのではないかと、そこはどうなのですかという質問をしているわけですから。そこはちゃんと市長が答えてくれないといけない。

それから次は、住宅リフォームの問題で、いろいろ10万円から20万円に増やしたとか、福祉政策というのか、障害者、高齢者の今の対象から広げたとか言うのだけれども、結局は間口が狭くなってるわけです。本来、前は300万円あった。10万円の限度額だったら、単純計算すれば10万円限度額いっぱいやっても30件ぐらいの事業対象者が出るだろうと。実際はいろいろ金額違いますからあれですけど、予算計上では10万円掛け30件分、300万円予算計上した。しかし、今度は20万円増やしたのは確かにいいことなのだけれども、予算も本来せめて300万円が600万円に増やしてくれるのならいいのだけれども、そうではなくて、補助対象者、金額は20万円増やした、しかし140万円ですといったら7件分しか使えないではないですか。これだったらますます事業効果の検証しろといってもなかなか困難です。

ですから、そういったことを前提に再質問の分は、これだけの事業効果といったら市の説明はちゃんとあるのです、要するに私が経済効果というのは補助金額に対してどれだけの請負金額が発生しているか、これが一番目に見える形の経済効果です。それで約17倍ぐらいの効果があるのです、市の説明によっても。端的に言えば、これだけの高い効果を私は知らないから、住宅リフォームといってもいろいろ全国的にやって、いろいろ組みまれて、補助金が市としては最小限の投資、それで最大の効果というのはすばらしいこの経済効果があるわけです。ですから、質問は、何でこうやって減らす必要があるのかということと同時に、これを超えるような、経済効果を超えるような、ほかにあるのですかということ、あるかないかちゃんと答えてください。そのことをあなたは調査しているでしょ。そこだけ答えてください。これ以上を超える分が、私が調べたら私が言っている以上

にまだあったと、それを是非紹介してください。それをみんなでやろうではないですか。そこを答えてください。

それから、公共事業でもいろんなやり方、転換する必要があると思うのです。それで、急傾斜地の崩壊対策で今予算計上やっています。ここは県が最大責任持たなくてはいけない、そこは重々承知しています。ですから、県に対して予算要求もしてもらいたい、他の議員からも要望が出ました。しかし、竹原市としては、今の危険箇所が1人から4人、人が住む人家といいますか。5人以上のところの危険箇所がたくさんあるわけですから。一遍に私はこの二、三年で全て片づけてというのは一つも言っていない。だから、確かに市が全部やれというお金は無理です、しかし県の方に要請しなくてはならない。

今聞いているのは、今のペースでやって、急傾斜地の人家が1人から4人、5人以上のところは何カ所あるかをつかんでおられるわけだから、今のペースでやったらあと何年かかるかと。それではいけないでしょうかと、もうちょっと県にお金を要請するような取組をしなくてはならないというのが私の思いですから。ですから、事実関係だけはきちっと報告してください。今のペースでいったら何年かかるのですか、竹原市の危険箇所。土砂災害を入れたらまだ増えるかもわからない。そこの何年かかるかだけを教えてください。

あと、小中一貫教育についてですけれども、何十回も説明してきたということで今ありました。再質問ですから、私は何であえてこういうくどくやってるかというのは、忠海の経験があるからです。そこは時間もないからあれですけど、忠海の教訓を繰り返してはいけない、保護者の願いをきちっと把握をつかんで対応しなくてはならないという面でもう一回聞きますけど、確かにいろんな検討委員会とか準備会、そういった方々の御苦勞もあると思うのです。しかし、私が今聞いたのは、全保護者なり全教育者を対象にきちっと説明をしたかということを知っているわけです。ですから、全保護者を対象に全教職員を対象に何回説明ありました、その中の合意形成を図ったらほとんど8割、9割方賛成ですよという理解を得たのかどうかを知っているわけです。そこだけを教えてください。

副委員長（川本 円君） 松本委員、答弁を含め残り10分となっております。

委員（松本 進君） もうちょっと簡潔に質問、答弁を簡潔にしてくださいということですね。

後期医療の問題では、所得割、今私聞いているのは均等割のことを知っているわけです。均等割で、さっき制度の紹介もありました、収入がない人でも保険料がかかっている、これは事実なのです。それを放置していいのかということなんです。ですから、無年金の

人も、この今のシステムでは所得割はかかりませんが均等割のところは最大限9割軽減してきた、これを撤廃しよう、大幅に撤廃しようということが今やられているわけですから。ですから、さっきの説明は確かに複雑でなかなかわかりにくいのですけれども、端的に言えば、無収入の人、年金でいえば月額1.5万円以下です、そういった収入があるといっても。そういった人の分も保険料はかかっているわけです。無収入の人なんかも。違うのだったら訂正してほしいのですが。無収入の人もかかっている、これは今の仕組みでいえばそれはかかっているわけですから、私が言っているのは、少なくとも無収入の人の月額三百数十円かかる保険料は、せめて後期医療の中で対応できないのなら竹原市独自の事業として、実質負担が軽減になるような事業として軽減するべきではないか、施策を考えるべきではないかということです。しかし、そうしないと無収入の人も月額373円がかかって、それは誰か家族住んでいるから、そこが払っておけという言い方かもしれませんが、後期医療は本人課税、本人にする制度ですから、75歳以上の。ですから、それはやっぱり酷ではないかということで、システム的にそうなっているなら市としてそういうその負担を少しでも軽くするような措置が要るのではないかということで。ちょっと長くなりました。

副委員長（川本 円君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） それでは、庁舎移転に関わりましての合意形成の見通しということで御質問をいただいておりますが、この庁舎移転に関します交渉の状況につきましては、先般2月9日の公共施設ゾーン調査特別委員会の方で、交渉の状況については御説明を一定にはさせていただいたところでございます。

委員の方からもございましたように、当初は2段階で、一旦旧法務局へ仮移転をして、その後本移転ということで福祉会館の敷地にとということでございましたが、そういうことではなくて、1回で福祉会館の敷地へということがございまして、その際に土地のことについての無償貸し付けというような、例えばそういったことはどうかというようなことがございましたので、そういったことについても、議会の議決があればそういうことができますよという回答をさせていただいたという経過を御説明をさせていただいております。

それに伴いまして、そういうことになりましたと、福祉会館に配置している行政機能の移転というものが当然必要になってまいります。そのことにつきましては、当初の2段階の移転のスケジュールから1段階での移転スケジュールに変わるということで、それについても現在まだ合意が得ておりませんので、いつからいつということは明確には申し上げら

れませんが、こういった形になりますよということで、これについても御説明をさせていただいたところでございます。そういった中で、我々としては引き続き早期の合意形成に向けて、現在交渉を続けているというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副委員長（川本 円君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） では、松本委員から3点ほど再質問がございました。

まず、1点目の市道赤坂中仁賀線の覚書が履行されていない段階で、なぜ工事を強行しているのかという御質問でございますが、この事業に係る覚書の内容については、今後も関係者の理解が得られるように引き続き誠意を持って取り組んでまいります。具体的な覚書についての協議内容や協議の回数等については、関係者と協議している段階でございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それからあと、2点目の住宅リフォームに関する御質問で、現在の事業の施策を超える有効施策はあるのかという御質問についてでございますが、今後の事業といたしましては、対象者を非課税世帯とし、助成額や助成率を上げることで低所得者への住環境の改善を図るとしたものでございます。改修に対して今まで消極的であった非課税者世帯にこの補助事業を活用して、積極的に住環境の改修をしてもらいたいというふうに考えております。さらには、事業の目的として、中小企業の仕事確保と地域経済の循環も考えております。また、空き家対策等を踏まえた今後内容の支援策等、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

それからあと、急傾斜地崩壊対策事業についての御質問でございますが、急傾斜地の事業の、県営事業に関わる分についての、あと何年ぐらいかかるかという御質問についてでございますが、こちらについては把握できないというような状況がございます。把握しておりません。しかし、この急傾斜事業につきましては、やはり非常に予算もかかるというふうなこともございますので、引き続き市民の安全・安心の確保のために防災対策事業に必要な予算確保を国や県に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 大きな3点目、コンパクトなまちづくりの施策についての、集約都市形成支援事業予算に関わって、委員の方から竹原市総合計画に基づく人口減少対策との関連性のお尋ねでございました。委員も御承知のとおり、市の総合計画基本

構想におきましては、市の将来像、また目指す人口数値を掲げた中で、これまで各種施策に取り組んでおります。人口減少の要因につきましては、社会経済情勢、また子育て環境、雇用状況、様々な要因が関係しております、市としましては、それらを解消するための様々な事業を状況に応じて的確に行っていくことによりまして、徐々に人口減少対策の効果が発現してくるものと考えております。このため、効果発現時期を明言することはできません。

以上です。

副委員長（川本 円君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 小中一貫の合意の件でございますけども、先ほど忠海の話が出ておりましたけども、忠海小中一貫校についても様々な意見がありましたけども、合意形成を図った上でやっているといったものでございます。忠海の現在は、地域、保護者とも大変喜んでいただいているといったような状況でございます。吉名の小中一貫校についても、合意を得て順次一つ一つ了解を得ながら進めておりますけども、説明会等については全地域の方々を対象、全保護者を対象に説明会等も行っておりますので、合意を得ているというふうに考えております。

副委員長（川本 円君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 後期高齢者医療の中の均等割のところでございますが、このたびの改正は、元被扶養者であった方に対しまして一律に所得割なし、均等割を9割減、こういった措置をしておいた部分を廃止するというものでございます。したがって、先ほど委員のおっしゃいました収入が未収入の方は、その所得がないことによって9割軽減の適用を受けることができます。したがって、現在の月額373円につきましては、引き続きということになります。また、その373円を制度で何とかできないかということでございますが、後期高齢者医療は、広島県後期高齢者医療広域連合の中で事務事業が全て行われております。各市町におきましては、その中の徴収事務だけを行っているものでございます。委員おっしゃいますその軽減措置等の対策につきましては、この後期広域連合の中で整理をされていくべきことだと考えております。また、その事業の外から独自の補填制度をつくることはできないかということもございますが、後期高齢者医療制度に加入をしていない住民の方に対しまして、結果として法律に基づかない負担を強いということとは基本的にはこれは考えられない、このように考えております。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） 以上をもって松本委員の質疑を終結いたします。

審査の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後 0時57分 再開

副委員長（川本 円君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

午前中に引き続き全体質疑を行います。

脇本茂紀委員を指名いたします。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それでは、発言通告に従いまして質疑を行ってまいります。

まず、公共施設ゾーンの展望と、まちづくりの将来像について質問いたします。

公共施設ゾーンは、竹原市の都市計画においてどのような意味を持つのか。公共施設ゾーン整備は市役所の耐震、災害対策等の危機管理体制と、行政の中核としての本庁舎機能の強化にとどまらず、住民サービスの窓口部門のワンストップサービス体制の整備をはじめ、これまでの住民サービス機能としてあった福社会館、児童館、図書館、市民館、人権センター、保健センター、美術館などをどう再配置していくかという課題でもあります。現在、入り口の段階で行き詰まっていますが、いずれの施設も目先の対応に追われるだけでなく、その将来像と過渡期の対応プログラムをしっかりと組み立てて対処しなければならないと思います。いかがでしょうか。

現在、本庁舎を広島県の合同ビルに移すこととして話し合いが進められていますが、いずれにしてもその移転後に現在の庁舎を取り壊し、さらにその他の諸施設を取り壊し、それぞれの施設の再配置をするとなると綿密なタイムスケジュールが必要だと思いますが、いかがでしょうか。当面の課題にとどまらない将来の公共施設をどのように位置づけるかという課題だけに、当面する課題とともに将来像についてもしっかりと議論することが必要だと思います。また、そうした中核機能と東部、西部、北部の拠点施設との連携についても入念な準備が必要ですし、中核機能はできても、公共交通網が整備されなければ、市民にとってはかえって不便になると思いますが、そのような都市計画と公共施設ゾーンの整備の整合性をどのように考えるか伺います。

特に、中核機能の強化が周辺地域の衰退をもたらすことは、平成の大合併以降、どこでも際立っていることを考えれば、この課題はむしろ周辺地域の活力をどのようにつくり出すかという議論にほかなりません。そうした総合的、戦略的な議論をどのようにつくり出す

そうとしているのか、改めて伺います。

2点目に、竹原市の公共交通のあり方について質問いたします。

車社会になって、様々な生活が郊外や市外への移動によって完結されるようになってきました。これから、公共施設ゾーンを竹原の中心部に持ってくることによって活性化を図ろうということが計画されようとしています。その前提は、誰もが車を運転できるということとされています。しかし、お年寄りや学生、子どもたちや体の不自由な方々、すなわち交通弱者の移動こそ、これからの社会に必要不可欠なものと考えます。最も市役所や医療福祉機関を必要とする方々の移動を確保せずに、公共施設ゾーンを集中しても、それはますますそういう方々にとってバリアを増やすことになるのではないのでしょうか。そこで、改善されなくてはならないのは、JRや芸陽バスなどの公共交通の料金と、バス運行の頻度です。これまで週1回福祉バスを走らせてきましたが、芸陽バスとも連携してもっと有効な公共交通機関の連携が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

将来の都市計画の中に交通政策をしっかりと位置づけ、竹原市に多くの方々に住んでいただくための施策の確立が求められていると思います。今後の公共施設ゾーンの計画策定において、公共交通施策の策定は不可分だと思いますが、いかがでしょうか。竹原市として、今日の公共交通の現状をどのように把握し、どのように改善しようとしているのかお伺いいたします。

国において、2012年に交通政策基本法が策定され、まちづくりの観点から豊かな国民生活に資する交通の実現として、自治体中心にコンパクトシティ等、まちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築する、人口急減、超高齢化、車社会の進展等を踏まえつつ関係施策との連携のもとに地域公共交通を活性化し、活力ある地域社会の実現、個性あふれる地方の創生等がうたわれているが、これから検討する公共施設ゾーンの検討においても、公共交通とは不可分の関係にあります。そのようなことも含めて、どこで、どのような機関でそれをやるのか、明らかにしていただきたいと思います。

3点目に、廃校後の学校施設の活用策と、図書館の将来像について質問いたします。

公共施設ゾーンの整備との関連で、最も早く移転しなければならないのは図書館であると思いますが、いかがでしょうか。現在の福祉会館の3階の場所は、雨漏り、耐震、蔵書の保管状況、何をとっても図書館には不向きであります。竹原書院図書館は、県内でも有数の蔵書数18万冊を誇っていますが、もう既に飽和状態で田万里小学校に相当数の蔵書がコンテナに入れられて置かれています。いずれにしても、新図書館が完成するまでの間

も含めて、対処方針を立てる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

そこで一つの提案は、旧忠海西小学校への移転であります。現在、忠海地域でこの活用策について協議されていますが、余りにも大きい建物であるため、この利用を全面的に引き受ける団体は、今のところ見つかりません。数教室が利用できるのであれば入りたいという団体は幾つかあるのですが。そこで、この建物の核施設として図書館が入ることはできないでしょうか。是非御検討をいただきたいと思います。

あわせて、忠海の町内には多くの蔵書家があり、これまでも竹原書院図書館に寄贈を求めたのですが、収蔵するスペースがないということで断られたということです。忠海の旧家には、多くの歴史的、文化的な価値のあるものが存在します。これらを集約して、図書館及び歴史資料館を、廃校となっている学校に配置してはいかがでしょうか。あわせて、廃止された学校のメモリアルとなる写真や、学校が寄贈を受けた絵画や、児童の制作物がそのままにされています。忠海中学校の生徒によってつくられた毒ガス資料室の展示物もそのままになっています。これらを展示する部屋を確保することも大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

4点目に、旧忠海東西小学校の活用策について質問いたします。

将来の忠海の人づくりのかなめとなる、あるいは忠海の歴史文化、福祉医療、観光などの充実のための拠点施設として、忠海東西小学校をどのように活用するかは大変重要です。そして、何よりもこの施設をよりよいものにするためには、多くの町民の皆様がこの論議に参画をしていただくとともに、この施設を活用してこうしたい、ああしたいという主体的な動きをつくり出していくことが求められています。すなわち、自分たちが自らつくり、運営していく主体となっていく議論をつくり出し、住民自治を実践していく意味からも、この議論に多くの町民が主体的に参加することが重要だと思いますが、今後どのように進めていかれるのか伺います。

一昨年の答弁では、庁内の関係課による連絡調整会議を設け、跡地利活用の基本的な方向性を協議しております。現在は、地域と市が連携し検討を行う跡地利用検討委員会の設置を進めているところであります。今後におきましても、地域の御意見や他市町の好事例を参考にするとともに、跡地及びその周辺地域の将来的なまちづくりの方向性や維持管理経費の見通しなどを踏まえ、議論しながら検討を進めてまいりたいと考えていますということですが、その後の連絡調整会議、跡地活用検討委員会の進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、大きな2点目として、時間外勤務の慢性化とその実態把握について質問いたします。

中国新聞、読売新聞に、違法長時間労働是正勧告4,416事業所と題して次のような記事が掲載されました。厚生労働省は、昨年4月から9月に労働基準監督署が立入調査した全国約1万の事業所のうち、約44%で違法な長時間労働を確認し、是正勧告したと発表しました。同省は、2015年度から事業所への立入調査の結果を発表しているが、今回の調査から、調査対象の事業所を月100時間超の残業の疑いから過労死ラインとされる月80時間超に拡大した。その結果、立入調査に踏み切ったのは、前年同期の4,861事業所から1万59事業所へと倍増、長時間労働の疑いで是正勧告した事業所も、前年同期の2,917事業所から4,416事業所に急増した。このうち、残業時間が月80時間超だったのは、80%に近い3,450事業所に上った。月200時間を超えるケースも116事業所あり、過労死ラインを超える残業が横行している実態が浮き彫りになっている。読売新聞。厚生労働省は、6,060カ所に残業時間を月80時間以下にするよう指導。189カ所には、労働時間の把握方法が不適切だったとして、改善するよう指導した。中国新聞。

竹原市役所においては、残業時間を月80時間以下にするような取組は行われているのでしょうか。時間外勤務の確認をどのような方法で行っているのか伺います。時間外勤務の実態はどのように把握されているのか、それをチェックする機能として衛生委員会があると思いますが、その委員会において残業の実態についてどのような議論がなされているのか伺います。昨年の時間外勤務手当の額を累計すると7,444万9,897円となっておりますが、時間外勤務をしたにも関わらず手当が支払われていない場合があるのではないかと、そのような点もしっかり調査された上で今年度の予算、7,420万8,000円が計上されているのか、そのことについて伺いをいたします。

大きな3点目で、非正規労働者の増大と格差の広がりについて質問いたします。

予算提案説明書ページ1、まち・ひと・しごとの好循環、中でも雇用対策の推進と関連して非正規労働者の増大と格差の広がりについて、次の3点を質問いたします。

1、市役所における非正規労働者の増大は、賃金労働条件に大きな格差をもたらしていますが、この改善策はどのように予算に盛り込まれているのか伺います。

2、非正規労働者の能力向上、スキルアップのための研修の確保や報酬、賃金のアップがなければ住民サービスの質の向上は図れないと思いますが、これらはどのように予算化

されているのでしょうか。

3、この間の行政改革は、自治体の持つ現場をどんどんアウトソーシングするとともに、本来正規の職員で行われていた公務を非正規労働者に委ねてきました。そして、今や市の仕事の中で、現場とされてきた多くの職場で非正規労働者が増えています。そして、そこで働く人たちの賃金や労働条件は、正規の職員と比べると大きな格差があります。これは、今日の民間の職場でも同様のことが起こっているわけですが、この非正規の労働者の賃金や労働条件をよくしなければ、幾らアベノミクスの第3の矢が放たれてもよい結果をもたらしません。その意味からも、まず市役所が、自ら雇用している臨時や非常勤の職員の待遇を改善しなければ、いつまでたっても全体の賃金や労働条件はよくなりません。それは、ひいては市民サービスの低下にもつながるだけでなく、民間給与にも影響を与えるわけで、この改善を考えることは必須の課題だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

副委員長（川本 円君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） それでは私の方から、まず1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

公共施設ゾーンの展望とまちづくりの将来像というような御質問でございます。

市本庁舎をはじめとした市役所周辺に集積しております市民館、あるいは福社会館などの公共施設が抱える課題解消に向け、現在たけはら合同ビルの区分所有者である広島県及び竹原商工会議所と財産の譲渡について交渉を進めている中で、財産取得に必要な予算計上を29年度予算に計上させていただいているところでございます。

また、人口減少が進む中、まちづくりを縮小方向に捉えるのではなく、市が所有するインフラ施設や市民生活に直接影響を与える医療、福祉、産業など生活関連サービスの機能を維持することによって、良好な市民サービスを提供し続けることができるよう、コンパクトなまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。具体的には、都市機能の集約化を図る一環としまして、公共施設ゾーン整備事業における民間活力の活用の可能性を検討する基礎データとなる市場規模や民間事業者の参入意向の調査を行うとともに、市域各地において拠点制を高め、住民の生活や社会活動を確保する方策など、市域全体の将来の町の姿を検討することといたしているところでございます。

それと、大きな1番目の3番目の図書館のことについて御質問いただいております。

公共施設ゾーンの整備に伴いまして、図書館の移転が必要になるだろうということがございます。たけはら合同ビルの取得に伴う竹原商工会議所の移転方法が、今現在はまだ決定しておりません。そういった中で、この公共施設ゾーンの整備事業を進めていくことについては、まだ流動的な状況というふうになっております。いずれにしましても、老朽化が進み、耐震性能の不足といった問題を抱えている福祉会館への対応というのは必要であるというふうに認識をしているところでございます。福祉会館の最上階に位置しております図書館につきましては、市民の利便性を確保するための配置あるいは場所、必要とする貸出図書や所蔵図書の冊数などから規模の設定を行うなど、様々な角度から検討を進め、対応を図ってまいりたいというふうに今考えております。

それから、大きな質問の2番目の時間外についての御質問でございます。

まず、残業時間を80時間以下にするような取組、あるいは確認というような御質問をいただいております。

まず、本市におきましては、時間外勤務等縮減方針というのを定めております。その中で、職員の健康保持、増進、次世代育成支援等の観点から縮減に取り組んでいるところでございます。また、事業の進捗状況などによりまして、事業量が増加することもございます。そういった場合の時間外が必要となるような場合などにおきましては、所属職員の業務量の配分の再点検を行い、負担が均一化するよう業務の再配分を図るなど、職員の健康保持に努めるよう全庁的に周知を図っているところでございます。

時間外勤務の確認ということでございますが、時間外勤務につきましては、職員の自主性に任せて行うのではなく、所属長の事前命令及び事後の確認ということによりまして、勤務した時間について確認をいたしているというところでございます。所属長が時間外勤務命令簿を管理し、事前命令の徹底と実際の時間外勤務の状況、こういったものを時間外が済んだ後に職員の方から所属長へ報告していただきまして、実際の状況確認しているということを行っております。

それと、衛生委員会について質問いただいております。

衛生委員会につきましては、労働安全衛生法に基づき竹原市職員衛生管理規程を定め、委員会を設置いたしております。委員会の中では、衛生に関する企図、調査及び研究に関すること、それから衛生思想の普及及び教育に関すること、それから作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること、その他衛生に関することということを所掌している委員会でございます。本年度の衛生委員会におきましては、主にストレスチェック、ハラスメント

防止対策、時間外勤務に関することについての協議を行っております。その中で、時間外勤務につきましては、職員の健康被害につながらないよう方策を検討することとし、議論を深めているところでございます。

それから、時間外の手当が支払われていない場合があるのではないかということについてでございますが、時間外勤務手当の支給につきましては、所属長が命じた時間外勤務命令に基づき、適正に支給しているというふうに認識いたしております。それから、時間外勤務手当の予算についてでございますが、予算につきましては、過去3年の平均の実績などをもとに積算をし、計上いたしているというところでございます。

それから、大きな3番目の質問でございますが、非正規労働者との御質問をいただいております。これにつきましては、まず臨時、非常勤職員の勤務、労働条件に関しましては、従前から賃金の改定や休暇制度の充実などに努めてきたところでございます。今後におきましても、国、県、他市町の状況や動向を注視し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、研修につきましてですが、研修につきましては、職場内での研修をはじめ、全職員研修、その他の研修においても、必要に応じ受講を希望する臨時、非常勤職員の受講を認めております。引き続き、研修の受講機会の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。現在、国におきましては、働き方改革の一環として様々な検討が行われているということをお聞きいたしております。本市といたしましても、今後の国の動向等を注視しながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（川本 円君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） それでは、私の方からは大きな1点目の公共施設ゾーンの展望とまちづくりの将来像の中の、竹原市の公共交通のあり方について御答弁申し上げます。

地域公共交通につきましては、地域における経済社会活動の基盤であり、市民の移動手段の確保、それから地域の活性化など地域生活において大きな役割を果たしております。まちづくりを行う上で重要な施策であるというふうな認識をしてございます。平成29年度の予算におきましては、地域公共交通現状分析調査事業を実施したいと考えておまして、この調査事業において利用者ニーズや利用実態を把握することとしておまして、この調査結果をもとに住民、それから交通事業者、国、県、学識経験者などで構成を

する竹原市地域公共交通活性化協議会，こちらの協議会において竹原市の地域公共交通のあり方について協議をしてみたいというふうに考えております。

副委員長（川本 円君） 教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 1番の④，旧忠海東，旧忠海西小学校の活用策についてでございます。

統廃合後の校舎や跡地の利活用につきましては，地域の活性化などの将来のまちづくりの推進を検討する上で大変重要な課題であるということから，市といたしましては，地域と市が連携して検討して進めていくことが重要であるというふうに考えております。

現在の進捗状況でございます。旧忠海東小学校の跡地活用につきましては，地域の方36名，行政の職員5名，計41名で跡地利用検討委員会を設置をいたしまして，昨年度につきましては，全国の活用事例を提示して意見交換などを行ったところでございます。今後も，委員会の場などで議論を行いながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

旧忠海西小学校の跡地活用については，検討委員会はまだ設置はできておりませんが，現在取組が行われております忠海駅周辺のまちづくりを考えていく魅力あるまちなみづくり支援事業と連携した取組を進めていくことが必要であるというふうに考えておまして，今後跡地利用検討委員会等を設置する予定でありますけれども，支援事業と連携も含め，様々な意見をいただきながら活用策を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（川本 円君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それでは，2回目の質問をしてみたいと思います。

まず，公共施設ゾーンの展望とまちづくりの将来像について再質問をいたします。

現在行き詰まっている合同ビル移転が仮にできたとしても，福社会館の解体に伴う図書館，児童館，福祉関係の諸機能をどこに移転するのかという課題とともに，美術館移転をどうするのかという課題も生じます。あわせて，合同ビルに入り切らない本庁舎の機能，さらに解体が予定される市民館，人権センターの機能をどうするのか。さらに，公共施設ゾーンへのアクセス機能としての竹原市の公共交通のあり方や駐車場の確保についての課題もあり，これらのロードマップをどのように考えているか，まずお伺いをしたいと思います。

2点目は、公共施設ゾーンの整備の中で喫緊の課題となるのは、先ほども申し上げました図書館であります。18万冊の本をどのように活用するか、あるいは廃校後の学校施設、さっきありました忠海東西小学校、田万里小学校、吉名小学校を地域拠点とするための活用策と合わせて検討してみたいかでしょうか。

3点目に、竹原市議会公共施設ゾーン調査特別委員会においても、現在は当面する広島県と商工会議所との交渉についての報告に終始しておりますが、竹原市と市議会が様々な分野での将来像をしっかりと描き出していくような議論が求められています。その意味からも、当面する課題とともに将来像についてしっかりと議論できるたたき台を提供いただき、多様な意見が吸収できるような資料の提示によって活発な議論をつくり出していきたいというふうに思いますけれども、今後の竹原市議会公共施設ゾーン調査特別委員会に対する市側の姿勢というものについて伺っておきたいと思っております。

2点目に、時間外勤務の慢性化とその実態把握についてでございます。

電通の新入社員だった高橋まつりさんの過労自殺、三菱電機や関西電力での違法残業の摘発など、大手企業で長時間労働やパワーハラスメントが原因の過労死や過労自殺、鬱病などの疾病が多発しています。労働基準法は、労働時間を1日8時間、週40時間までと規定。企業が残業させるには、労使が合意して協定を結ぶ必要がある。厚生労働省は、三六協定の残業を月45時間、年360時間までとしているが、労使で合意すればこれを上回る事が可能。上限に取り決めはなく、事実上青天井となっている。厚生労働省は、脳、心臓疾患を労災認定する基準を、発症前1カ月当たりおおむね100時間、または2から6カ月にわたり1カ月当たりおおむね80時間超の残業があったことを目安の一つとしており、過労死ラインと呼ばれています。80時間を下回る残業でも過労死と認定される場合もあります。

竹原市においても、平成27年度決算において7,444万9,897円の時間外手当を支給しているが、これらの残業の実態に過労死ラインを超えてるものはないか、あるいは不払い残業の実態はないか、さらに加えて残業の現認としてパソコンの記録、退庁記録との突き合わせなど、的確な処理が行われているか。これらの課題について厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署から賃金不払い残業の解消に取り組みましょうという指針が提示されているが、その指針に基づく取組はどのように行われているか。その中で、賃金不払い残業の一例として、会社は出退勤時間をICカードで把握するとともに、労働者本人が勤怠システム、残業システムにより労働時間管理を行っていたものの、これらの

記録に数時間の相違が認められた。そこで防犯カメラの記録，パソコンのログオフ記録などを確認したところ，時間外労働として取り扱われていない労働時間が認められた。また，職場の雰囲気や慣習などから，残業申請を過小に行っていた労働者も認められた。監督署は確認した賃金不払いについて是正を勧告したというふうな事実がございますが，竹原市にこのような例はないか，改めてお伺いをいたします。

3点目の，非正規労働者の増大と格差の広がりについて再質問いたします。

竹原市における非正規労働者の実態については，嘱託員，指導員，推進員，非常勤特別職，臨時職員など様々な報酬や賃金が予算措置をされていますが，これらの職種の処遇改善については長期にわたって放置されているが，これまでどのような努力がなされ，今後どのような取組を行うつもりか伺います。

また，本来正規の職員で行うべき仕事を長期にわたって行っている方も多数おられるだけでなく，それらの方々がいとも簡単に雇いどめにされる実態も随所に見られます。これらの方の雇用について抜本的な見直しが必要と思いますが，いかがでしょうか。

以上の3点について再質問いたします。

副委員長（川本 円君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 庁舎移転の関係でございますけど，これにつきましては，一定にはロードマップということですが，先般2月の特別委員会でも一定に移転についてのスケジュール，まだ合意に達しておりませんので具体的な月日についてはまだはっきりしませんが，そういった中でのこういった形での移転ということになりますということはお示しをさせていただいたところでございます。それで，我々としては，まずは合意が得られるように引き続き早期に交渉を続けていくということが1点でございます。それから，特別委員会の方ではそういった進展があれば順次また御報告をさせていただくなり，御協議をさせていただくということになろうかというふうに考えております。

それから，時間外のことについてでございますけど，いろいろ委員の方から御紹介がございました。我々もそういったガイドライン等も一定には承知をしております。そういった中で，時間外勤務の適切なあり方といいますか，そういったものを改めて管理職，所属長がしっかり認識をした上で，実際の業務の状況に応じて，時間外が必要となれば時間外事前命令をまずはすると，その上で実態を次の日に報告をいただいて，実際の命令時間と実際に勤務した時間の差がないように，差があれば当然そこはきちっと整理をした上で時

間外勤務手当として支給するということを徹底しようということで、今所属長の方にもそういった周知を図っておりますし、実際に時間外勤務の状況を、こういったものを各所属長の方にデータとして提供させていただきながら、適切な処理ができるようにということで対応はさせていただいております。

そういった意味におきまして、不払いは今のところはないという我々の認識がございますけれども、実際の勤務時間の把握の仕方という部分はいろいろやり方もあろうかと思っておりますので、そこらについては我々も、あくまでも実際は時間外勤務命令簿というのが基本でございますけれども、差が生じたというような場合は、それはそれで実態を調査した上で対応ということにはなるかとは思いますが、基本はあくまでも時間外勤務命令簿を中心にやるということでございます。

それから、非常勤の処遇改善等につきましては、これは非常勤特別職等につきましては、特に報酬の改定とかということはなかなかできてないというのは委員も御承知のことだとは思いますが。そういった中で、そこは報酬審等の開催も検討視する中で、今後対応していきたい、適切な対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（川本 円君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 公共交通に関する御質問に関しましては、先ほど申し上げました地域公共交通活性化協議会、こちらの協議会につきましては、道路運送法上の地域公共交通会議といった側面も持ち合わせておりまして、委員の方から公共施設ゾーンにおける、いわゆるこの跡地の中で公共交通のあり方を考える必要があるのではないかとということでございますけれども、もちろんそういった部分になりますと、例えば乗降場所の変更であるとか新設、こういったものについては今申し上げました地域公共交通活性化協議会の会議の中で議決を経て、例えば運輸局への認可をしていくといったような作業が伴ってまいります。

したがって、その公共施設ゾーンの改変に伴った、いわゆるこの公共交通の結节点的な部分で議論が始まった場合については、その中で当然利用者について安全な乗降が確保できるといったような場所等も踏まえた議論になってこようというふうに思いますので、そうした事案が発生した場合においては、最終的にはこの地域公共交通活性化協議会において、その乗降場所であるとか路線の新設、または変更といったような協議が必要になってくるということになりますので、そうした事案が発生した場合には、最終的には公共施設ゾーンの議論とともに地域公共交通活性化協議会での審議も必要になってくるとい

うことでございます。

副委員長（川本 円君） 図書と旧学校の利活用について御答弁をお願いします。

教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 図書館の移転の関係でございますけども、今庁舎移転の中で図書館等の移転等についても関係課で協議をしております。やっぱり図書館ということですので、市民の利便性ですとか、あと適正規模なども考えながら、維持管理費のことも考慮に入れながら、あらゆる角度から検討を行っていきたいというふうに思っております。

副委員長（川本 円君） 学校の利活用、それに伴う学校の利活用。

教育次長。

教育委員会教育次長（久重雅昭君） 図書館等の施設を一部学校にということがございましたけども、そういった御提言も含めてどういった形の跡地利用がいいかということについて、いろんな意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

副委員長（川本 円君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それでは、3回目の質問となりますので。

まず、学校と図書館の話ですけれども、これはある意味で、これからの竹原市の都市計画全体の中にどういうふうに位置づけるかということとも不可分だと思うのです。18万冊の本があるということも余り知らない、今月の広報たけはらの中にちゃんと18万冊図書館にはありますよというふうに載っているのですけれども、そういう意味でその18万冊の本をどういうふうに活用するかということは、ある意味で竹原市にとって非常に重要な意味を持っていると思うのです。私は別に全部忠海西小学校に持ってこいと言ってるわけではなくて、せっかく18万冊ある図書を、例えば田万里小学校、それから吉名小学校、忠海小学校、これにうまい具合に配分して、同時に中央図書館の機能は、最終的にはこの戦略で中央図書館を新たにできるゾーンの中に建てていくという計画でしょうから。

それらをうまい具合に有機的につなげると同時に、例えば北部、東部、西部のそれぞれの地域の文化や歴史というものを、ある意味で地域の方々が誇りを持って感じられるような施設として、図書館をもっと有効に活用する必要があるのではないかという意味で申し上げます。そういう意味では、今の学校をこのままずっと放っておけばどんどん劣化をするわけですし、せっかくある学校施設に図書館の一定の部分をそういうふうに配置をすれば、その図書館に多くの地域の人たちが関わることによって、ある意味でそれぞれの地

域の文化を改めて掘り起こすというふうな役割もできてくるのではないかと。

あわせて、例えば竹原市の歴史民俗資料館は町並み保存地区にあるあれが主でありまして、とりわけ東部、北部、西部には歴史民俗資料館らしいものはありません。それらの役割を今までは学校が果たしてきたということもあるわけですし、そういう意味では今忠海西小学校の方でいろいろ議論をしております、実は忠海西小学校には様々な、かつては東南アジアの方に出かけた方々がワニやそういう標本なんかも持ち帰ったりしたものが理科室に昔から展示してあったと。そんなものも今率直に言ったら投げてあるというか、そのままになっております。

それから、先日写真が残ってないかと、東小学校の場合は学校創立以来の全校生徒の写真が全部残っておったり、あるいは校長先生もPTAの会長も全部代々の写真がちゃんと残っていたりするのですが、西小学校の場合はあれらは一体どこにいったんだろうかみたいなことになっています。たまたまこの間歴史に関心がある人が、西小学校に残っているものの中から木の箱に入った写真を見つけまして、その中には例の乃木将軍が忠海を訪れたのですけども、その乃木将軍夫妻の写真がその中から見つかったというふうな話もされていまして。

そういう意味では、各学校が廃校になった時に、例えばかつて北海道に視察に行った時に、北海道で統廃合された学校には必ず前の学校のメモリアルホールみたいなものがつくられているのです。だから、本来なら忠海学園の中に忠海東小学校と忠海西小学校のメモリアルホールのようなものがあってしかるべきなのですけども、残念ながらそういうものはつくられませんでした。だとしたら、そういうそれぞれの学校のメモリアルのようなものを、今のそれぞれの学校の中にきちんと残すというふうなことは非常に重要な意味を持っているのではないかなと。

あるいは、忠海西小学校に行きましたら、アマノアタル先生や、それからシマダキミコさんが学校に寄贈された絵画もそのままに置いてありました。せっかくその寄贈された方々の絵画がどこかに展示をされる、あるいはどこかにきちんと移されて保存されるというふうなことの作業が、要するにこの学校の統廃合の過程の中で非常にそういうことが粗末に扱われているのではないかという気がいたします。よその学校から来て必要なものは持って帰ってくれとって持って帰って、あと残ったものの中にそういう大変重要なものが残っていることも含めて、学校を統廃合した後の、それぞれの学校に対しては多くの幾多の先輩の思い出や気持ちがこもってるわけでありますから、そういうものをしっかり保

存して伝承していこうというふうな構えというものは、ある意味教育委員会の責任でもあるし、同時に竹原市の責任でもあるわけであります。そういう意味で今度吉名小学校がそうなりますし、忠海東西の小学校があります。それぞれにそれぞれの地域の文化を、様々な形で、いわば繁栄し承継してきた施設であります。であるがゆえに、これを今のような形でずっと放置しておくわけにはいかない、けど建物自体は非常に大きいものでありますから、これを例えば1つの団体が引き受けて管理しようとするれば当面する光熱水費やあるいは維持管理費、そういうものに相当な額がかかることが想定されますから、ちょっとした小さい集団でそれをやることはなかなか困難であります。

実は先日、忠海西小学校は1カ月かけて内覧会をやったのです。中を見ていただいて使いたい方々がいるのなら手を挙げてくださいという形で内覧会をやりましたら、是非使いたいねという人はいるのです。ただ、あの学校を全部使えと言われてたら困るというのが実情でして、けど2部屋とか1部屋とか3部屋だったら是非使いたいねと。特に、忠海西小学校の場合は3階に音楽室と、それから工作室があります。これは直ちに使える、ある意味では音楽をやっておられる方々はこれいいねと、ここでいつも練習ができたりするのだったらこれが使えるね。あるいは工作室もそのようにして、例えば陶芸とか絵画とか、そういうことをやっておられる方が拠点施設として使おうとすれば非常にいい、要するに工作室であったわけですから、使い方ができる。さらに、給食室があつたり、それから様々な部屋がありますから。

問題は、これを核になって管理運営する団体というのが一つのキーでありますけども、まずそこにある一定の教室を、今のように有効に活用する方々で埋めることができれば、例えば2部屋使ってこういう仕事がやりたい、3部屋使ってこういう仕事がやりたいという人は私は出てくると思う。だから、最初に核施設となるところを図書館やあるいはいろんな歴史やそういうメモリアルなもの、そういうものを展示することによって、いわば忠海町歴史民俗資料館というふうなものをそこに確立をすれば、そこを核施設にしていろんな活動される方がそれに入っていくというふうな可能性は十分にあると思います。

そこらを含めて私がせつかく18万冊の資産を持っている図書館というものを、もっと言えば図書というものを有効に活用すれば、この3つの地域のそれぞれの文化的な拠点施設ができるのではないかと。なおかつお金の問題がもちろんありますから、けど今のままほっとくというのは、ある意味でほったままでも光熱水費はかかっているわけです。あるいは、様々なものが、人が何も使わなくてもかかっているわけで、だからそういうものを

考え合わせれば、使わなかったらもったいないわけでありませぬ。だから、今の施設をいかに有効に活用して、なおかつ市民の前向きな様々な活動をカバーしていくような施設としてこれをどううまく活用するかということが、これからの課題になるというふうに思うわけでありませぬ。そういう意味で、是非最後に質問した学校とそれから図書という、竹原市にとってはある意味で2大財産のようなものですから、これを有効に活用して今後のまちづくりに生かしていくということは大変重要なことであるというふうに考えませぬ。

もう一つ、事のついでに話をしますと、ちょうどそういうことを考えている時にある人にお会いしましたら、その人のお父さんが広島大学に勤めておられて、大変な蔵書家だったのです。竹原書院図書館にその本を寄附したいと言われると、もうちょっとうちには入れるスペースがありませんということで断られたと。同じく忠海の団地に昔の学校の教科書を集めておられる方がおられまして、それが家にいっぱいになっていて、これも竹原書院図書館に持っていかうとしたら、もう今満杯で受け入れられませぬと。例えば、もう亡くなりましたけども、山根松彦さんという方がおられました。彼は、海の貝を集められて家に所蔵しておられた。そんな方がたくさんおられまして、それだったら何々さんの文庫もあるよね、この人の文庫もあるよねというふうに言えば、今の竹原書院図書館の本だけではなくて、忠海なら忠海の蔵書家が持っている本も、そろそろ子どもの代に変わったら放棄されてしまう危険性もあるわけで、そういうことで忠海の地域の財産としてそういうものを引き継いであげることが非常に重要な意味を持つてると思うのです。それぞれの地域の文化をこれからも伝承していく意味では、非常に重要な意味を持つてていると思ひませぬ。そういう意味で、図書館と旧学校跡地というものをいかに有効に活用するかということは大変大きいと思ひませぬ。

もう一つは、公民館でお話をした時に、脇本さん、ああいうところで創作活動をしたいという人は多分公募をしたらおられますよと。そういう人は公民館でもいろんな活動の中で、そういうことをやられようとしている方はおられますよというふうに言われました。そういう意味ではちゃんと公募をすれば、私は例えば忠海西小学校を拠点にしているいろんなことをやりたいという人はおられると思ひませぬ。ただ、一番の鍵は余りにも大き過ぎて、その維持管理費がどれぐらいかかって、その維持管理費をどういうふうにして出していかうかというところの見通しや設計というか、そういうことが大変重要で、そのキーのところはやはり市の最後の事業ということはありませんけれど、市の今後の旧学校をどういうふうにして地域のために役立てていかうかという姿勢というか、そういうものが改めて問われるのだ

と思うのです。そういう点をもっとしっかり、これは教育委員会だけの話ではなくて、やっぱり市長を先頭に、そういうことについての、これからの竹原の文化というものをどういうふうに継承してさらにつくり上げていくか、そういう拠点にこれまで学校が果たした役割を子どもの教育にとどまらず、地域の教育、文化として役立てていこうというふうな議論を是非つくってまいりたいというふうに我々も思って地域で取組をしております。そういう意味でこの質問をいたしましたのは、是非これから、今度吉名もそういう小中一貫校になって吉名小学校があくという事態があるし、是非みんなで考えていこうというふうに思いました。

これに大きな金がかかるだろうというふうに思うかも知りませんが、もっと市民の様々な動きでこれをうまい具合に活用していく方法を考えないといけないと思う。たまたま何冊かそういう慣例の本を持ってきました。一つは、これおもしろい本なのだけど「まちライブラリーのつくりかた」。ライブラリーをまちの人がつくっていこうと、みんな好きな自分の本をそこに持ち寄って、そこを一つのライブラリーにしようというふうな取組でいろんなところに図書館をつくらせた人の話なのですが、こういう手法だってあるなど。それから、これはたびたび委員会なんかでは言っているのですが「廃校が図書館になった！」という本です。これは、読売新聞の橋本五郎さんがふるさとの町に2万冊の本を寄附して、それを核にして廃校を図書館にしたというお話です。

副委員長（川本 円君） 答弁を含めあと10分となっております。

委員（脇本茂紀君） はい、わかっております。

もう一つは「地方自治と図書館」、これは片山善博さんと糸賀雅児さんが、地方自治にとって図書館とは何かというものを書いた本。最後に「学校統廃合と廃校活用」という本も出ています。なぜこれを紹介したかという、やっぱり今この時期にこんな本をしっかり読んで、先進事例というのはどっかから引いてこなくても、今図書館や書店に行ったらこんな本がたくさん出ているのだということなのです。それをしっかり学習する場をつくって、みんなで学校の跡地活用をやっていこうではないかという空気を醸成しなくてはならないという意味では、我々自身が学習しなきゃならないと思うのです。そういう意味で、このいわゆる図書館と学校のこれからのあり方についての最後に市長の御所見を伺って、私の質疑を終わりたいと思います。

副委員長（川本 円君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 図書館と学校という観点から、地域の拠点をどういうふうに考え

ていくかというような御質問だったというふうに思います。地域にそれぞれある資源という部分は、財産として活用していくあるいは資源として活用していくという部分につきましては、今後少子高齢化が進む中で拠点性が高まるという中でいろいろと考えていかなければいけないということだと思います。特に、統廃合等を行うことによって、それぞれ公共が管理をしていた部分という部分が役目がなくなってしまって、用途を変えなければいけないということも今後種々出てくるというふうに考えます。その中で、どういうふうに考えていくかという部分につきましては、なかなか行政の一方的な考え方だけでは結果が導き出せないという部分もございますので、それらの部分につきましては、アイデアを出す段階と、それから活用する時も含めて、民間の思いでありますとか、地域の方々の思いという部分をいろいろと考えていかなければいけないという中で、資源という部分をどういうふうに考えていくかという部分は、文化と教育という部分だけではなくて、医療でありますとか子育てだとかというところもございますので、それらも含めて、拠点をどうあるべきかという部分は市内全体として議論していきたいというふうに思います。

以上です。

(委員脇本茂紀君「続けて、公共施設ゾーンのこれからのあり方」と呼ぶ)

副委員長(川本 円君) 副市長。

副市長(細羽則生君) 公共施設ゾーンのあり方の部分につきまして、ある意味都市エリアといいますか、中心部という部分の核になる部分のさらに核になるという部分でございますので、その部分でどういうサービスを乗せていくかという部分につきましては、拠点性を高める中で、先ほども委員の方からも御提言いただきましたような交通機能でありますとか、行政サービスをどういうふうにするかという部分を考えていかなければいけないというふうに考えております。その中で考えていかなければいけないのは、やはり高齢化がかなり進んでいると。もう20年もすると半分ぐらいの方が高齢者といわれるような形になるというふうなことも統計データでは出ているという中で、交通網をどういうふうに考えていくかというところも重要なものになってくるというふうに考えますので、それぞれ各地域の拠点という部分と中心部の拠点をどういうふうにネットワーク化していくか、その中に公共施設ゾーンをどういうふうにはめていくかという部分を、今後より具体的なもの、今交渉段階でなかなか緒についてない部分というのがありますが、まず調査時点という部分が形になった段階で、そこをより重点的に進めていきたいというふうに考え

ております。

副委員長（川本 円君） 以上をもって協本委員の質疑を終結いたします。

これをもって平成29年度予算9会計の全体質疑を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時02分 再開

副委員長（川本 円君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより順次討論、採決いたします。

議案第1号平成29年度竹原市一般会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第1号に反対をいたします。

副委員長（川本 円君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副委員長（川本 円君） 採決を確認しましたので、着席願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号平成29年度竹原市国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第2号に反対をいたします。

副委員長（川本 円君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。御着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号平成29年度竹原市貸付資金特別会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。着席願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号平成29年度竹原市港湾事業特別会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。着席願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号平成29年度竹原市公共下水道事業特別会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号平成29年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。御着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号平成29年度竹原市介護保険特別会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第7号に反対をいたします。

副委員長（川本 円君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。御着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号平成29年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第8号に反対をいたします。

副委員長（川本 円君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。御着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号平成29年度竹原市水道事業会計予算について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第9号に反対をいたします。

副委員長（川本 円君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副委員長（川本 円君） 採決を確定しました。御着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって予算特別委員会に付託されました平成29年度予算9会計の審査を全て終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書の作成等につきましては、副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせてお諮りいたします。

本日議決されました各事件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要す

るものにつきましては、その整理を副委員長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は副委員長に委任することと決定いたしました。

以上をもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時１０分 閉会